

三重県建設工事従事者安全健康確保推進会議設置要領

（設置）

第1条 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第9条において、都道府県は、国の基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（以下「県計画」という。）を策定するよう努めるものとする規定されていることから、本県の実情に応じた県計画を策定するにあたり、「三重県建設工事従事者安全健康確保推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、県計画の策定及びその運用に関する事項について、意見を述べるものとする。

2 県計画は、三重県公共事業総合推進本部設置要綱第5条に基づき設置している三重県建設業担い手確保・活性化委員会設置要領第2条第5号に規定する所掌事務「その他、建設業の活性化に関すること」に該当するものである。

（委員の構成、任期）

第3条 委員は、別紙に掲げる構成員でもって組織する。

2 前項の規定に関わらず、会議が必要と判断した場合においては臨時的に第三者を委員とすることができる。

3 委員の任期は、会議解散時までとする。

4 委員は、その職務を遂行するにあたっては公平不偏の立場で検討・議論をしなければならない。

（委員長）

第4条 会議に委員長を置き、三重県県土整備部公共事業総合政策担当の副部長を充てる。

2 委員長は、会議を代表し、会議を総括する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて知事が招集し開催する。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、三重県県土整備部建設業課が行う。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成30年8月3日から施行する。

2 この要領は、平成31年4月8日から施行する。

3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

同要領第3条に基づく構成員

所属
三重県建設産業団体連合会 ((一社)三重県建設業協会)
建設業労働災害防止協会三重県支部
三重県建設労働組合
三重労働局労働基準部 健康安全課
三重県県土整備部公共事業総合政策担当 // 公共事業運営課 // 技術管理課 // 建設業課